

がんばる運送事業者支援金

コロナ禍における燃油高騰に直面する運送事業者を支援するため、「がんばる運送事業者支援金」を給付します。

【対象】 柳川市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者で、次のいずれかの事業を営む中小企業者が、事業の用に供する登録車両。
ただし、申請者が自己所有又はリースした車両のみを対象とする。

対象事業	対象車両 (リース含む)
①貨物自動車運送事業（トラック運送、軽自動車運送など）	事業用車両 (緑・黒ナンバーのみ)
②一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）	
③一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー、福祉タクシー）	
④特定旅客自動車運送事業（介護タクシーなど）	
⑤自動車運転代行業	登録車両（随伴車両）

※2輪及び被けん引自動車を除く。

※自動車検査証の「使用の本拠の位置」が柳川市内にあるものに限る。

【給付額】 対象車両1台につき一律2万円
(1事業者につき、1回のみ給付。)

【申請受付期間】 令和4年10月1日（土）から令和5年2月15日（水）
※消印有効

【申請方法】 原則郵送

※感染拡大防止のため、郵送とさせていただきます。

やむを得ず申請書を持参する場合は、下記の問い合わせ先まで持参ください。

【申請に必要な書類】 裏面をご確認ください。

【給付方法】 口座振込 ※書類の不備等がなければ、受付から2週間程度で振込予定。

【問い合わせ先及び送付先】

〒839-0293 柳川市大和町鷹ノ尾 120 番地

柳川市役所（大和庁舎） 商工・ブランド振興課 商工・企業誘致推進係

電話 0944-77-8762 FAX 0944-76-1170

※封筒に貼り付けて送付できます。 ↓

（切り取り）

切手を
貼って
下さい

〒839-0293

柳川市大和町鷹ノ尾 120

柳川市役所

商工・ブランド振興課 商工・企業誘致推進係 宛

【申請に必要な書類】

		①貨物自動車運送事業(トラック運送、軽自動車運送など)	②一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)	③一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー、福祉タクシー)	④特定旅客自動車運送事業(介護タクシーなど)	⑤自動車運転代行業
1	申請書(誓約書)兼請求書 (様式第1号)	○	○	○	○	○
2	許可、市内の営業所及び給付対象車両一覧 (様式第2号)	○	○	○	○	○
3	運輸局発行の許可書又は更新許可書等の写し (貨物軽自動車運送事業は、事業経営届出書又は経営変更等届出書の写し)	○	○	○	○	
4	公安委員会からの認定書の写し					○
5	給付対象車両に係る自動車検査証の写し	○	○	○	○	○
6	(法人)履歴事項全部証明書の写し (個人事業者)個人住所を証する書類の写し(住民票、運転免許証、マイナンバーカード等)	○	○	○	○	○
7	振込先の通帳の写し (口座名義人、口座番号が確認できるもの。)例:表紙及び1ページから2ページのコピー	○	○	○	○	○

柳川市がんばる運送事業者支援金 Q&A

Q1 個人事業者で、住民票上の住所は柳川市外ですが、事業所は柳川市内にあります。この場合は、支援金の給付対象になりますか？	個人事業者は、市内に事業所を有する場合は、住民票上の住所に関わらず給付対象になります。 なお、事業所の所在は、様式第2号で確認します。
Q2 個人事業者で、住民票上の住所は柳川市内ですが、事業所は柳川市外にあります。この場合は、支援金の給付対象になりますか？	この支援金は、対象を「柳川市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者」としているため、給付対象となりません。
Q3 廃業している場合、給付を受けることができますか？	廃業している場合は、給付を受けることはできません。
Q4 申請書はどこで入手できますか？	柳川市の公式サイトからダウンロードすることができます。また、柳川市役所(柳川庁舎1階 総合案内、大和庁舎1階 商工・ブランド振興課、三橋庁舎1階市民サービス課)、柳川商工会議所、柳川市商工会(本所、大和支所)にも設置しています。
Q5 申請から給付まで、どれくらいの期間がかかりますか？	申請に関する書類を受領後、不備がなければ概ね2週間後の振込を予定しています。
Q6 今回の支援金は課税対象ですか？	今回の支援金は課税対象になります。詳細については、所管の税務署までお問い合わせください。